平成２４年（フ）第８８２号
広島市佐伯区五月が丘４丁目15番６号、住民票上の住所広島市西区井口台１丁目９番９―102号
破産者　西井喜久枝
1　決定年月日　平成25年３月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３４９号
長崎県島原市中町827番地、開始決定時の住所長崎県長崎市石神町31番54号
破産者　中尾　暉博
1　決定年月日　平成25年３月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第８６号
福岡県太宰府市石坂３丁目６番５―205号、開始決定時の住所長崎県南島原市口之津町丁3812番地１
破産者　井上　弘也
1　決定年月日　平成25年３月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２３年（フ）第５３６号
大分市望みが丘30番地の９
破産者　幸　慎一郎
1　決定年月日　平成25年３月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第５３７号
大分市望みが丘30番地の９
破産者　幸　　大貴
1　決定年月日　平成25年３月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第８８号
群馬県太田市本町20番11―503号
破産者　長沼　弘毅
1　決定年月日　平成25年３月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２４年（フ）第２２７０号
神奈川県茅ヶ崎市南湖４丁目４番16―401号　Ｍ・Ｓハイム
破産者　川西　武美
1　決定年月日　平成25年３月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１５８号
新潟県十日町市千溝壬25番地
破産者　廣田　啓子
1　決定年月日　平成25年３月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２３年（フ）第３９７号
愛知県西尾市下矢田町西野山22番地１
破産者　田中　佑一
1　決定年月日　平成25年３月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第６３７号
熊本市東区長嶺西１丁目９番２―610号　サンアメニティ弐番館
破産者　佐伯　七美
1　決定年月日　平成25年３月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２４年（フ）第５２４２号
大阪市中央区東高麗橋３番32―501号、事業所所在地大阪市中央区日本橋１―22―32　黒門センタービル２階
破産者　山田デンタルクリニックこと　山田　光彦
1　破産債権の届出期間　平成25年４月15日まで
2　一般調査期日　平成25年５月20日午後３時
平成25年３月15日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３４１号
長崎県長崎市浜口町12番15号
破産者　上田　正吾
1　破産債権の届出期間　平成25年４月19日まで
2　一般調査期日　平成25年６月12日午前10時15分
平成25年３月15日
長崎地方裁判所民事部破産係

債権者集会期日変更

平成２５年（フ）第６号
愛媛県四国中央市上分町566番地の２
債務者　髙橋　弘二
主文　平成25年５月13日の本件債権者集会（財産状況報告・廃止意見聴取・計算報告）期日を平成25年５月20日午後１時30分に変更する。
平成25年３月15日　松山地方裁判所西条支部

平成２５年（フ）第７号
愛媛県四国中央市上分町566番地の２
債務者　髙橋利律子
主文　平成25年５月13日の本件債権者集会（財産状況報告・廃止意見聴取・計算報告）期日を平成25年５月20日午後１時30分に変更する。
平成25年３月15日　松山地方裁判所西条支部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２３年（フ）第２１８５号
福岡県糟屋郡新宮町大字上府799番地33
破産者　有限会社モンデ
異議申述期間　平成25年５月10日まで
平成25年３月12日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１９７６号
福岡県糟屋郡志免町南里５丁目４番14号
破産者　柴田鉄工産業株式会社
異議申述期間　平成25年５月13日まで
平成25年３月11日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１９号
福岡県大牟田市上町２丁目６番地の９
破産者　株式会社島屋
異議申述期間　平成25年５月15日まで
平成25年３月15日
福岡地方裁判所大牟田支部

復権決定

平成２４年（フ）第１２６号
宮崎県日向市大字日知屋756番地11
破産者　石川　優子
1　決定年月日　平成25年３月13日
2　主文　破産者は復権する。
宮崎地方裁判所延岡支部

特別清算終結

平成２４年（ヒ）第２０５９号
東京都千代田区内幸町１丁目１番７号ＮＢＦ日比谷ビル
清算株式会社　株式会社ＲＨＪインターナショナル・ジャパン
1　決定年月日　平成25年３月14日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

平成２１年（ヒ）第３０１５号
大阪市西区阿波座１丁目６番１号
清算株式会社　ウエスト・ハウス株式会社
1　決定年月日　平成25年３月14日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
大阪地方裁判所第６民事部